

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（営業所等）</p> <p>第一条 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）（第二条第一項第一号の経済産業省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、一定の期間にわたり、商品[〓]を陳列し、当該商品[〓]を販売する場所であつて、店舗に類するもの</p> <p>五 自動販売機その他の設備であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所</p> <p>（訪問販売における書面の交付等）</p> <p>第三条 法第四条第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 商品に型式があるときは、当該型式</p> <p>六～九（略）</p> <p>第四条 法第五条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする</p>	<p>（営業所等）</p> <p>第一条 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）（第二条第一項第一号の経済産業省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、一定の期間にわたり、指定商品[〓]を陳列し、当該指定商品[〓]を販売する場所であつて、店舗に類するもの</p> <p>（新設）</p> <p>（訪問販売における書面の交付等）</p> <p>第三条 法第四条第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 商品の型式又は種類（権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類）</p> <p>六～九（略）</p> <p>第四条 法第五条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする</p>

一〇四 (略)

五 商品に型式があるときは、当該型式

六〇九 (略)

第六条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 商品の売	イ (略)
買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第六条第一項の規定に違反して商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第九条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該

一〇四 (略)

五 商品の型式又は種類(権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類)

六〇九 (略)

第六条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第四号に掲げる事項については、次項及び第四項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 商品の売	イ (略)
買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第六条第一項の規定に違反して商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第九条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契

	<p>契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>ヘ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用されたときにおいても、当該販売業者は、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができないこと。</p> <p>ト (略)</p>	<p>二 権利の売 買契約の申 込みの撤回 又はその売 買契約の解 除に関する 事項</p>	<p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第六条第一項の規定に違反して権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第九条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができ</p>
	<p>約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ～ホ (略) (新設)</p> <p>ヘ (略)</p>	<p>二 権利の売 買契約の申 込みの撤回 又はその売 買契約の解 除に関する 事項</p>	<p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第六条第一項の規定に違反して権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第九条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができる</p>

<p>ること。 ハチチ（略）</p>	<p>三 役務提供 イ（略） 契約の申込みの撤回又は役務提供は役務提供契約の解除に関する事項</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第六条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第九条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハチト（略）</p>
------------------------	---

<p>こと。 ハチチ（略）</p>	<p>三 役務提供 イ（略） 契約の申込みの撤回又は役務提供は役務提供契約の解除に関する事項</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第六条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第九条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハチト（略）</p>
-----------------------	--

2 当該売買契約又は役務提供契約に係る商品又は役務の提供が法第二十六条第三項第一号の政令で定める商品又は役務の提供に該当する場合には、その売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約又は役務提供契約の解除を行うことができな

2 当該売買契約に係る指定商品が法第九条第一項（第二号を除く。）の政令で定める指定商品に該当する場合には、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができな

には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

- 一 商品又は役務の名称その他当該商品又は役務を特定し得る事項
- 二 当該商品又は役務については契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。

3 当該役務提供契約に係る役務の提供が法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供に該当する場合において、その役務提供契約の申込みの撤回又はその役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

- 一 役務の名称その他当該役務を特定し得る事項
- 二 当該役務については契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。

4 当該売買契約に係る商品が法第二十六条第四項第一号の政令で定める商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、同項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一・二 (略)

5 法第五条第二項に規定する場合であつて、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が法第二十六条第四項第三号の政令で定める金額に満たない場合において、その売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは

一 商品の名称その他当該商品を特定し得る事項

二 当該商品については契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。

(新設)

3 当該売買契約に係る指定商品が法第九条第一項第二号の政令で定める指定商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、第一項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一・二 (略)

4 法第五条第二項に規定する場合であつて、当該売買契約に係る指定商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る指定役務の対価の総額が法第九条第一項第三号の政令で定める金額に満たない場合において、その売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは

役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、その契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができない旨を記載しなければならない。

6 (略)

(顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為)

第六条の三 法第七条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結であつて、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える指定権利の売買契約の締結又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超える役務の役務提供契約の締結について勧誘すること。

二 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより顧客にとつて当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

三 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若

くは役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、その契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができない旨を記載しなければならない。

5 (略)

(新設)

しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら勧誘すること。

(訪問販売における禁止行為)

第七条 法第七条第四号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと(法第七条第三号に定めるものを除く)。

四～六 (略)

七 法第二十六条第四項第一号の政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第七条の二 法第九条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 法第九条第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から

(訪問販売における禁止行為)

第七条 法第七条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。

四～六 (略)

七 法第九条第一項第二号の政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第七条の二 法第九条第一項第一号の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 法第九条第一項第一号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起

起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができないこと。

三〇九（略）

二〇四（略）

5 販売業者又は役務提供事業者は、法第九条第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

第九条 法第十一条本文の規定により通信販売をする場合の商品若しくは権利の販売条件又は役務の提供条件については、次に定めるところにより表示しなければならない。

一・二（略）

三 商品若しくは指定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（法第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）については、顧客にとつて見やすい箇所において明瞭に判読できるように表示する方法その他顧客にとつて容易に認識することができるよう表示すること。

第十条 法第十一条ただし書の規定により同条第一号及び第八条第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示しないことができる場合はその金銭を全部表示しない場合とし、この場合において法

算して八日を経過するまでは、書面により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができないこと。

三〇九（略）

二〇四（略）

5 販売業者又は役務提供事業者は、法第九条第一項第一号の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

第九条 法第十一条本文の規定により通信販売をする場合の商品若しくは権利の販売条件又は役務の提供条件については、次に定めるところにより表示しなければならない。

一・二（略）

（新設）

第十条 法第十一条ただし書の規定により同条第一号及び第八条第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示しないことができる場合はその金銭を全部表示しない場合とし、この場合において法

第十一条各号に定める事項（第八条第三号及び第六号から第九号までに掲げる事項並びに法第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては、商品若しくは指定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除（以下この条において、「申込みの撤回等」という。）の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は指定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第二号から第五号までに定める事項（第八条第三号、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項及び法第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は指定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条第三号に掲げる事項及び商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者がその責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

第十一条各号に定める事項（第八条第三号及び第六号から第九号までに掲げる事項を除く。）の一部を表示しないことができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第二号から第五号までに定める事項（第八条第三号、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項を除く。）の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条第三号に掲げる事項及び商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者がその責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

3・4 (略)

(通信販売における禁止行為)

第十六条 法第十四条第一項第二号の経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2 法第十四条第一項第三号の経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

3・4 (略)

(申込みの撤回等) についての特約を表示する方法)

第十六条の二 法第十五条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める方法は、顧客の電子計算機の映像面に表示される顧客が商品又は指定権利の売買契約の申込みとなる電子計算機の操作を行うための表示において、顧客にとつて見やすい箇所に明瞭に判読できるように表示する方法その他顧客にとつて容易に認識することができるよう表示する方法とする。

(電話勧誘販売における書面の交付等)

第十七条 法第十八条第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

3・4 (略)

(通信販売における禁止行為)

第十六条 法第十四条第一項第一号の経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2 法第十四条第一項第二号の経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

3・4 (略)

(新設)

(電話勧誘販売における書面の交付等)

第十七条 法第十八条第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 商品に型式があるときは、当該型式

六〇九（略）

第十八条 法第十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 商品に型式があるときは、当該型式

六〇九（略）

第二十条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面に記載する法第十八条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 商品の売	イ（略）
買契約の申	ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売
込みの撤回	業者が法第二十一条第一項の規定に違反して商品の売
又はその売	買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関す
買契約の解	る事項につき不実のことを告げる行為をしたことによ
除に関する	り誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反

五 商品の型式又は種類（権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類）

六〇九（略）

第十八条 法第十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 商品の型式又は種類（権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類）

六〇九（略）

第二十条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面に記載する法第十八条第四号に掲げる事項については、次項及び第四項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 商品の売	イ（略）
買契約の申	ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売
込みの撤回	業者が法第二十一条第一項の規定に違反して商品の売
又はその売	買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関す
買契約の解	る事項につき不実のことを告げる行為をしたことによ
除に関する	り誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反

<p>事項</p>	<p>して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第二十四条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。</p> <p>八〇へ（略）</p>
<p>二 権利の売 買契約の申 込みの撤回 又はその売 買契約の解 除に関する 事項</p>	<p>イ（略）</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第二十一条第一項の規定に違反して権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第二十四条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。</p>
<p>事項</p>	<p>して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第二十四条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。</p> <p>八〇へ（略）</p>
<p>二 権利の売 買契約の申 込みの撤回 又はその売 買契約の解 除に関する 事項</p>	<p>イ（略）</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第二十一条第一項の規定に違反して権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第二十四条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。</p>

<p>ハチ (略)</p>	<p>三 役務提供イ (略)</p> <p>口 イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第二十一条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第二十四条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハト (略)</p>
---------------	--

2 当該売買契約又は役務提供契約に係る商品又は役務の提供が法第二十六条第三項第一号の政令で定める商品又は役務の提供に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約又は役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、前項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

<p>ハチ (略)</p>	<p>三 役務提供イ (略)</p> <p>口 イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第二十一条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第二十四条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハト (略)</p>
---------------	---

2 当該売買契約に係る指定商品が法第二十四条第一項(第一号を除く。)の政令で定める指定商品に該当する場合において、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、前項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

- 一 商品又は役務の名称その他当該商品又は役務を特定し得る事項
- 二 当該商品又は役務については契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。

3 当該役務提供契約に係る役務の提供が法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供に該当する場合において、その役務提供契約の申込みの撤回又はその役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

- 一 役務の名称その他当該役務を特定し得る事項
- 二 当該役務については契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。

4 当該売買契約に係る商品が法第二十六条第四項第一号の政令で定める商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、同項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一・二 (略)

5 法第十九条第二項に規定する場合であつて、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が法第二十六条第四項第三号の政令で定める金額に満たない場合において、その売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の

- 一 商品の名称その他当該商品を特定し得る事項
- 二 当該商品については契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。

(新設)

3 当該売買契約に係る指定商品が法第二十四条第一項第二号の政令で定める指定商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、第一項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一・二 (略)

4 法第十九条第二項に規定する場合であつて、当該売買契約に係る指定商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る指定役務の対価の総額が法第二十四条第一項第三号の政令で定める金額に満たない場合において、その売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、

書面には、その契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができない旨を記載しなければならない。

6| (略)

(電話勧誘販売における禁止行為)

第二十三条 法第二十二條第三号の經濟産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

五 法第二十六條第四項第一号の政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第二十三條之二 法第二十四條第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 法第二十四條第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

三 (略)

2| 4 (略)

5 販売業者又は役務提供事業者は、法第二十四條第一項ただし書の書面を

第一項の書面には、その契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができない旨を記載しなければならない。

5| (略)

(電話勧誘販売における禁止行為)

第二十三条 法第二十二條第三号の經濟産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

五 法第二十四條第一項第二号の政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第二十三條之二 法第二十四條第一項第一号の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 法第二十四條第一項第一号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

三 (略)

2| 4 (略)

5 販売業者又は役務提供事業者は、法第二十四條第一項第一号の書面を申

申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

(契約の締結後直ちに履行された場合)

第二十三条の三 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当該役務提供契約の締結後、直ちにその全部が履行された場合
- 二 当該役務提供契約の締結後、直ちにその全部が履行されることとなつている場合であつて、役務の提供を受ける者の申出によつて、その一部のみが履行された場合

(法第三十四条第四項の経済産業省令で定める場所)

第二十四条の三 法第三十四条第四項の経済産業省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 自動販売機その他の設備であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所

(連鎖販売取引における書面の交付)

第二十八条 法第三十七条第一項の規定により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者に交付する書面にはその連鎖販売業に係る次の事項を明記しなければならない。

込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

(新設)

(法第三十四条第四項の経済産業省令で定める場所)

第二十四条の三 法第三十四条第四項の経済産業省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 (略)

(新設)

(連鎖販売取引における書面の交付)

第二十八条 法第三十七条第一項の規定により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者に交付する書面にはその連鎖販売業に係る次の事項を明記しなければならない。

一〇八（略）

九 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の第四項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

十（略）

第二十九条 法第三十七条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇六（略）

七 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の第四項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項に

一〇八（略）

九 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の第四項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

十（略）

第二十九条 法第三十七条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇六（略）

七 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の第四項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携

において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役員提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができる。

八（略）

（特定継続的役員提供における書面の交付等）

第三十二条 法第四十二条第一項の規定により特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を購ししようとする者に対して交付する特定継続的役員提供等契約の概要について記載した書面には、当該特定継続的役員提供等契約に係る次の事項を明記しなければならない。

一 特定継続的役員提供契約にあつては、次に掲げる事項

イ）チ（略）

リ 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信

販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができる。

八（略）

（特定継続的役員提供における書面の交付等）

第三十二条 法第四十二条第一項の規定により特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を購ししようとする者に対して交付する特定継続的役員提供等契約の概要について記載した書面には、当該特定継続的役員提供等契約に係る次の事項を明記しなければならない。

一 特定継続的役員提供契約にあつては、次に掲げる事項

イ）チ（略）

リ 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は割賦購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事

用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

又・ル (略)

二 特定権利販売契約にあつては、次に掲げる事項

イ ㄱ (略)

リ 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る販売の方法により権利の販売を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は同法第三十条の四(同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係販売業者に対して生じている事由をもつて、特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者はローン提供者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

又 (略)

2・3 (略)

第三十三条 (略)

2 法第四十二条第二項第七号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

又・ル (略)

二 特定権利販売契約にあつては、次に掲げる事項

イ ㄱ (略)

リ 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法により権利の販売を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は同法第三十条の四(同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づきローン提携販売業者又は割賦購入あつせん関係販売業者に対して生じている事由をもつて、特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者はローン提供者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

又 (略)

2・3 (略)

第三十三条 (略)

2 法第四十二条第二項第七号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

六〇八（略）

第三十五条 法第四十二条第三項第一号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四（略）

2 法第四十二条第三項第七号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る販売の方法により権利の販売を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）

一〇四（略）

五 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

六〇八（略）

第三十五条 法第四十二条第三項第一号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四（略）

2 法第四十二条第三項第七号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法により権利の販売を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項にお

又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係販売業者に対して生じている事由をもつて、特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

六・七（略）

（法第五十二条第三項の経済産業省令で定める場所）

第三十九条の四 法第五十二条第三項の経済産業省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。

一～四（略）

五 自動販売機その他の設備であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所

（業務提供誘引販売取引における書面の交付）

第四十三条 法第五十五条第一項の規定により業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者に交付する書面にはその業務提供誘引販売業に係る次の事項を明記しなければならない。

一～六（略）

七 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行

いて準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は割賦購入あつせん関係販売業者に対して生じている事由をもつて、特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

六・七（略）

（法第五十二条第三項の経済産業省令で定める場所）

第三十九条の四 法第五十二条第三項の経済産業省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。

一～四（略）

（新設）

（業務提供誘引販売取引における書面の交付）

第四十三条 法第五十五条第一項の規定により業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者に交付する書面にはその業務提供誘引販売業に係る次の事項を明記しなければならない。

一～六（略）

七 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項

う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係業務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係業務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

2・3（略）

第四十四条 法第五十五条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五（略）

六 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係業務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係業務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん

において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係業務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

2・3（略）

第四十四条 法第五十五条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五（略）

六 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係業務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

第四十五条 (略)

2 書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一 商品若しイ (略) しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんする業務の量	一 商品若しイ (略) しくは提供さるる役務を利用する業務の提供又はあつせんする業務の回数又は時間その他の提供し、又はあつせんする業務の量
二・三 (略)	

3~5 (略)

第四十五条 (略)

2 書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一 商品若しイ (略) しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんする業務の量	一 商品若しイ (略) しくは提供さるる役務を利用する業務の提供し、又はあつせんする業務の量
二・三 (略)	

3
~
5
(略)